

鎌倉市告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和8年(2026年)2月5日から令和8年(2026年)2月19日まで一般の縦覧に供します。

令和8年（2026年）2月5日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

道路法第18条第1項（道路の区域の変更）

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
12	市道001-028号線	大町一丁目	1171番11	大町一丁目	1170番3	2.21~2.26	16.85
13	市道001-032号線	大町一丁目	1171番11	大町一丁目	1161番	2.59~3.96	24.62

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
12	市道001-028号線	大町一丁目	1171番1	大町一丁目	1170番3	3.11~3.14	16.85
13	市道001-032号線	大町一丁目	1171番1	大町一丁目	1161番	3.30~3.98	24.62

2 市道路の供用開始

道路法第18条第2項（供用の開始等）

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
12	市道001-028号線	大町一丁目	1171番1	大町一丁目	1170番3
13	市道001-032号線	大町一丁目	1171番1	大町一丁目	1161番